

東京都監理団体活用方針

平成22年9月

東京都

はじめに

都はこれまでも、監理団体を活用しながら、多様化する都民ニーズに的確に応えられる体制づくりを行ってきました。

監理団体については、都政の一翼を担う重要な役割を有していることから、「都庁改革アクションプラン」「行財政改革実行プログラム」など行財政改革をめぐる様々な取組の中で、国に先駆けて、着実に改革を進めてきました。

近年、職員の大量退職や経済危機に伴う大幅な税収減など、都政を取り巻く環境が厳しくなっていますが、そのような中であっても、都は新たな行政ニーズへ迅速かつ的確に対応し、政策を効果的に推進していかなければなりません。

こうした状況下において、都政の重要なパートナーである監理団体が担う役割は一層その重みを増しています。

一方、行政サービス実施にあたっての公民の役割分担や公と民の性質を併せ持つメリットの発揮など、監理団体の活用のあり方には様々な議論があります。

そこで、今回、全ての監理団体について、改めて位置づけを検証するとともに、存在意義や活用の考え方を整理した「東京都監理団体活用方針」を策定しました。

今後、都は本方針を踏まえながら、今まで以上に都民に貢献する団体として監理団体を積極的に活用していきます。

目 次

1	監理団体改革のこれまでの取組と都・監理団体を取り巻く状況	1
(1)	監理団体の成り立ち	1
(2)	最近の監理団体改革の取組	2
(3)	都・監理団体を取り巻く状況	4
2	監理団体の存在意義	7
(1)	監理団体の特性	7
(2)	監理団体の業務変化	8
(3)	監理団体の役割	10
3	監理団体活用の考え方	12
(1)	監理団体活用の視点	12
(2)	指定管理者としての活用	14
(3)	監理団体に対する指導監督の考え方	15
4	監理団体活用に伴う取組	16
(1)	経営の透明性の向上	16
(2)	事業評価の充実	17
(3)	公益法人制度改革への対応	18
5	各団体の活用の考え方	19

1 監理団体改革のこれまでの取組と都・監理団体を取り巻く状況

(1) 監理団体の成り立ち

これまで都は、行政施策の推進に向け、既存団体への事業移管や必要に応じて団体を設立するなど外郭団体の活用を進めてきました。その後、こうした団体を指導するための仕組みを構築し、より都の関与が強い団体を監理団体として位置づけ、指導監督を行ってきました。

〔都施策推進に向けた団体の活用〕

東京都の行政範囲は非常に広範であり、行政施策の推進に向け、直接事業を実施するよりも都以外の団体を活用する方が効率的な事業執行、柔軟なサービスの提供が可能となる場合があります。そこで、既存の団体への事業移管や、必要に応じて団体を設立するなどして、様々な事業を実施し、それぞれの分野で専門性の高い団体を活用してきました。

〔監理団体制度の制定〕

以前から、都は外郭団体について様々な指導監督の取組を行ってきました。昭和62年に「財政支出監理団体指導監督事務要綱」が制定され、都と関係のある外郭団体を都からの出資や継続的な財政支出の規模等により、指定団体、出資団体、補助団体、委託団体の4つに分類し、団体の性格に応じて承認や協議、報告を行わせることを決めました。

平成9年には「東京都監理団体指導監督要綱」を制定し、都が出資、出えんを行っている団体及び継続的な財政支出、人的支援等を行っている団体のうち、全庁的に指導監督を行う必要のある団体を、監理団体と定義しました。そして、124団体ある財政支出監理団体を特別監理団体、一般監理団体、協議団体に分け、それぞれの分類によって指導監督等の関与を行うこととしました。一方、指定及び出資団体のうち、自立性の高い団体や補助・委託団体の大半は報告団体として、運営状況の簡易な情報提供を受け、運営の概況を把

握していくこととしました。

平成 13 年には、「監理団体指導監督要綱」を改正して、特別、一般の区分けを無くし、自律的経営を促進するため、監理団体に関する指導監督を徹底することとしました。

(2) 最近の監理団体改革の取組

都では、バブル経済崩壊後、極めて困難な状況に陥った財政の再建に向けて財政構造改革に取り組みました。この中で、監理団体についても、団体数の削減や経営の合理化を進めました。さらにその後も、都からの事業移管などを積極的に進め、行政支援・補完機能の拡大など監理団体改革を継続してきました。

〔最近の監理団体改革〕

最近の都における監理団体改革の動き

平成 11 年 12 月	東京の問題を考える懇談会・外郭団体専門部会
平成 12 年 2 月	「東京都監理団体総点検のための基本指針」
平成 12 年 11 月	「東京都監理団体改革実施計画」
平成 15 年 11 月	「第二次都庁改革アクションプラン」
平成 18 年 7 月	「行財政改革実行プログラム」

平成 11 年度、都では監理団体について総点検を実施し、さらなる団体の統廃合や役員報酬の見直し等を図っていくため、全ての監理団体を対象に設立趣旨にまでさかのぼった抜本的な見直しを実施しました。実施にあたっては民間有識者による「東京の問題を考える懇談会」に「外郭団体専門部会」を設置し、徹底的な議論を行いました。

「東京の問題を考える懇談会・外郭団体専門部会」の議論を受け、平成 12 年 2 月に「監理団体総点検のための基本指針」を策定し、これに沿った見直しを進めました。具体的には、都として経営評価制度、役員業績評価制度の見直しや文化・スポーツ施設への利用料金制の導入、普通財産貸付の有償化の検討などの取組を行いました。一方、団体自らも事業の効率化、経営責任の明確化、固有職員の人事給与制度の見直し、情報公開制度の実施などの経営改善に向けた取組を進めました。

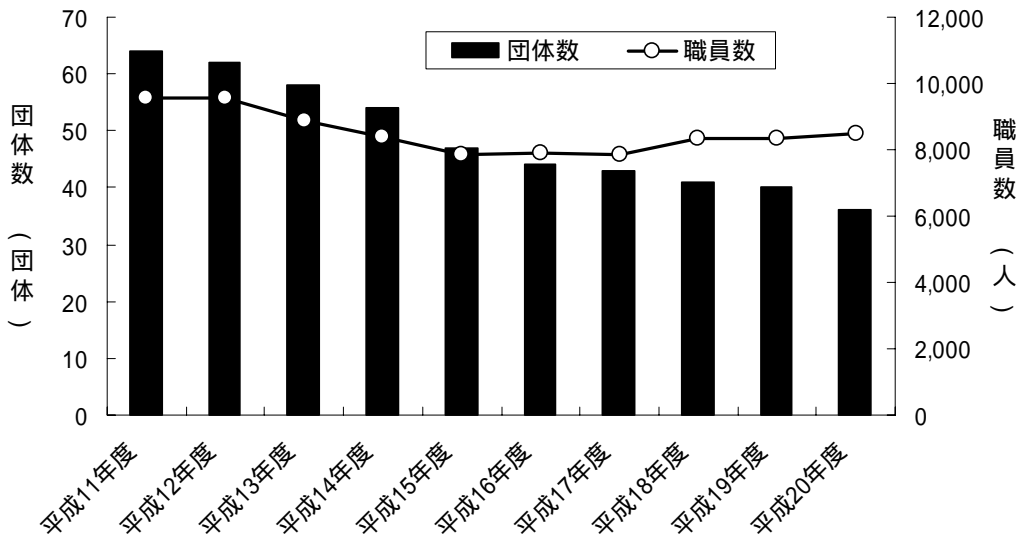
また、平成 15 年度から平成 18 年度までを計画期間とする第二次都庁改革アクションプランにおける実施計画では、都立病院の移管や道路用地取得事務の委託など監理団体の活用を進めました。同時に民間人材の活用、外部監査の導入、民間資金の活用など監理団体自らの経営改革を促すとともに、利用料金制度の拡充や経営目標の達成度評価制度の充実など自立した経営に向けた誘導策を講じました。

さらに、平成 18 年度から平成 20 年度までを計画期間とした「行財政改革実行プログラム」では、「持株会社方式」による事業再編（例：(株)東京臨海ホールディングス設立）や都からの事業移管、委託拡大などを積極的に進め、監理団体の行政支援・補完機能を拡大しました。また、単年度の経営目標の進捗管理を中心とした従来の指導監督から、監理団体のミッション（存在意義）やビジョン（将来像）を踏まえ、中期的な視点に立って、戦略的な経営を誘導するため、3 か年の中期経営計画の策定を求めるとともに、外部監査導入の拡大や情報開示の充実による経営の透明性の向上を図りました。

〔監理団体改革による団体数の変化〕

平成 12 年 11 月に策定した「監理団体改革実施計画」によって、監理団体の統廃合等を実施し、平成 12 年度当初 62 団体を平成 15 年度までに 47 団体にするなど、監理団体改革を積極的に推進しました。さらに、「行財政改革実行プログラム」等に基づく改革により、平成 20 年度末には 33 団体まで削減しました。

団体数と常勤職員数の推移



常勤職員数は平成 11 年度の 9,552 人から平成 17 年度には 7,877 人にまで減少したが、団体の行政支援・補完機能の拡大等によって平成 20 年度には 8,468 人まで増加

(3) 都・監理団体を取り巻く状況

職員の大量退職と労働人口の減少や経済危機に伴う大幅な税収減など、都を取り巻く状況は厳しくなっています。また、指定管理者制度の導入や公益法人制度改革への対応など監理団体を取り巻く状況も大きく変化しています。

〔都を取り巻く状況〕

都職員の大量退職期が当面続くとともに、長期的に見ると労働力人口の減少に伴う労働力市場そのものの縮小により、質・量ともに働き手の確保が困難となることが予想されます。また、都では大幅な税収減に直面し、今後も厳しい財政環境が想定されます。

しかし、このような状況下にあっても、東京の現在と将来に対して、都がなすべき役割を積極的に果たし、少子化や地球温暖化など東京の諸課題に対して、都民生活に直接影響を与えることなく、迅速かつ的確に対応し、「10年後の東京」計画をはじめとする諸施策の実現に向けて、着実に取り組んでいかなければなりません。

〔監理団体を取り巻く状況〕

- 一方、指定管理者制度の導入や公益法人制度改革など、監理団体を取り巻く状況も大きく変化しています。
- 指定管理者制度とは、平成 15 年の地方自治法改正に伴い「公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ること」を目的として整備された制度です。都では、指定管理者の選定方法や毎年度の施設管理運営状況の評価の仕組み等を整備し、平成 18 年度から、都立の美術館、体育館などの文化・スポーツ施設、公園や霊園などの管理に導入を開始しました。
- それまで、公の施設の管理運営は地方自治体自ら若しくは一定の基準を満たした外郭団体にしかできないこととされてきました。しかし、民間事業者や N P O 法人なども管理運営が可能となったことに伴い、都民サービスの向上のために、監理団体にはこれまで以上の創意工夫が求められることとなりました。
- 公益法人制度改革については、民間非営利部門の活動の健全な発展を促進し、民による公益の増進に寄与するとともに、主務官庁の裁量権に基づく許可の不明瞭性等、従来の公益法人制度の問題点を解決することを目的に、平成 20 年 12 月に公益法人制度改革関連三法が施行され、新たな公益法人制度がスタートしています。
- この改革によって、公益社団・財団法人に認定されるためには、法人が行う事業の 50%以上が公益目的事業であることなど一定の基準を満たしていく必

要があり、団体としてこれまで以上に公益性が求められることとなります。

- 景気の低迷が続き、経営環境も一段と厳しさを増している中、監理団体自身も都からの支援に頼らない自立的、効率的経営に努めています。都民に一層貢献する団体として、さらなる経営の透明性の向上を進めるとともに、中長期的視点に立った戦略的経営の推進や一層効率的な執行体制の確立を図るなど、さらなる改革が求められています。

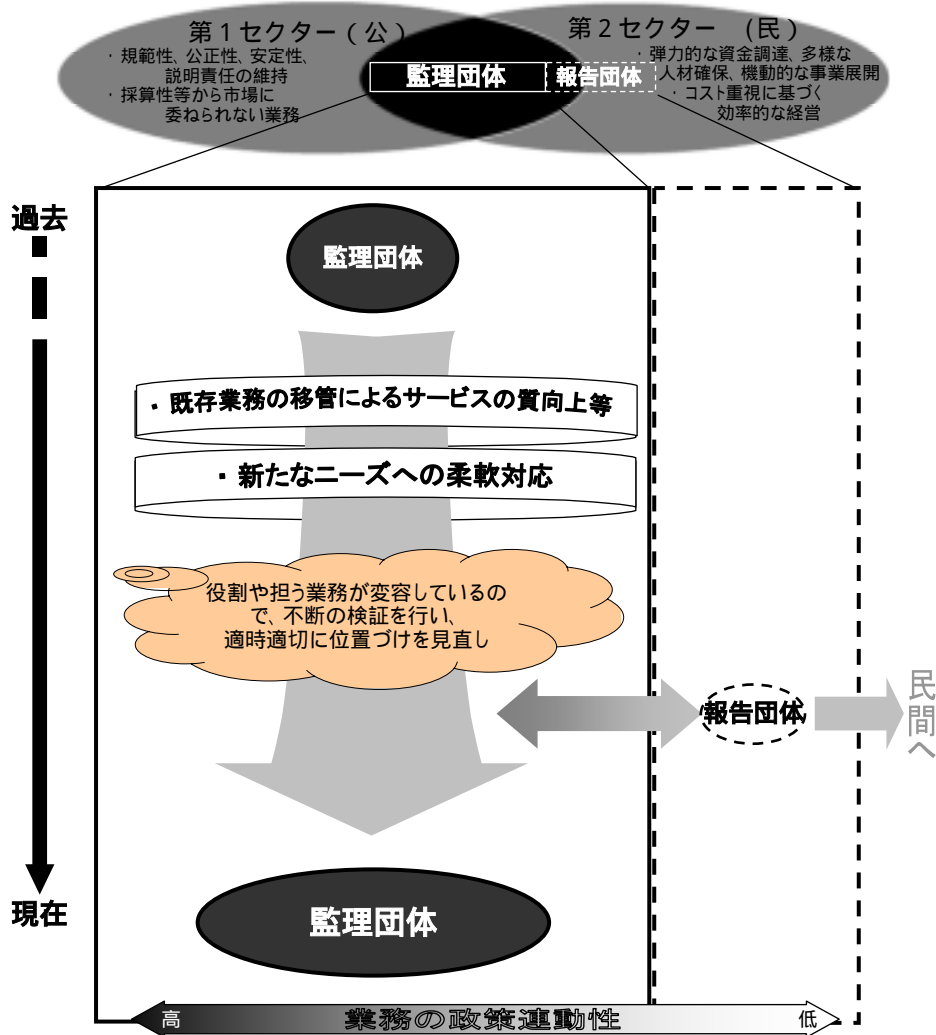
2 監理団体の存在意義

(1) 監理団体の特性

監理団体は第1セクターである公と第2セクターである民の両方の側面を併せ持つことから、公益性、公共性を確保しながら効率的により高度なサービスを提供できるメリットを有しており、政策との連動性が高い業務を、都と連携しながら一体となって実施しています。

〔監理団体の特性〕

監理団体の特性と位置づけ



監理団体は、規範性、公正性、安定性に優れ、説明責任を維持しつつ、採算性等から市場に委ねられない業務を行う公共(第1セクター)の側面と弾力的な資金調達や多様な人材確保手法等を駆使して機動的に事業を展開しつつ、コスト重視に基づく効率的な経営を行う民間(第2セクター)の側面を持っています。そのため、公益性、公共性を確保しながら、都が直接実施するよりも効率的により高度なサービスを都民に提供できるというメリットがあり、これまでも政策との連動性が高い業務を都と連携しながら、一体となって実施しています。

(2) 監理団体の業務変化

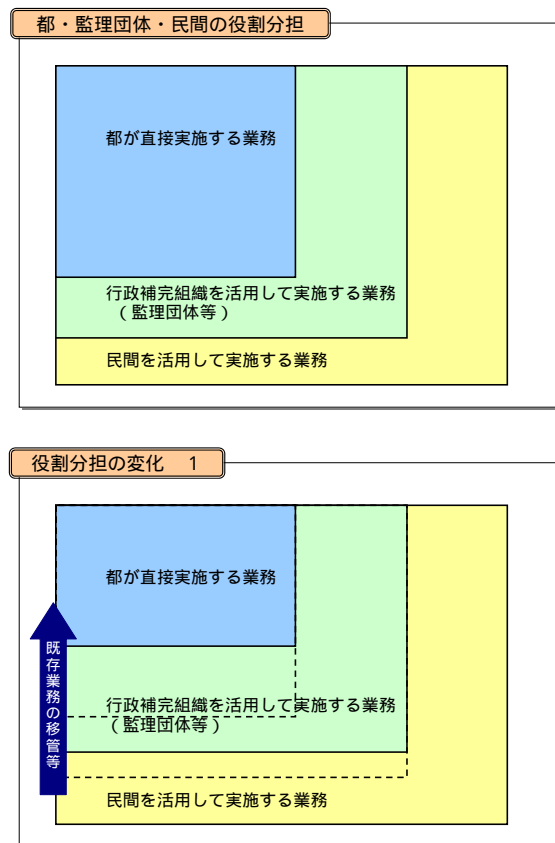
都が直接実施する業務は、これまでサービス向上や効率化の観点から必要に応じて監理団体への事業移管等を行ってきましたが、一方では新たな行政ニーズへの対応により業務の範囲が拡大している面もあります。このような業務の変化に伴い、都と監理団体と民間の役割分担も変化し、監理団体の活用場面も広がっています。

〔厳しい状況下での都の対応と役割分担の見直し〕

- 都政を取り巻く厳しい状況下で、都が都民の新たな行政ニーズに迅速かつ的確に対応していくためには、マンパワーや財源等の限られた経営資源を集中的に配分して効率的な執行体制を構築し、機能的で柔軟な都政運営を実現していくことが必要不可欠です。
- このため、都が直接実施してきた業務についても、監理団体や民間が担うことが可能なものについてはアウトソーシングを図り、一方で、新たな行政ニーズについては監理団体と連携し、質の高いサービスを提供することで都の施策を推進してきました。
- このような都が直接実施する業務の範囲の変化とともに、都と監理団体と民

間の役割分担が見直されてきており、監理団体が都政において果たす役割の重みが増すとともに、その活用の場面は広がっています。

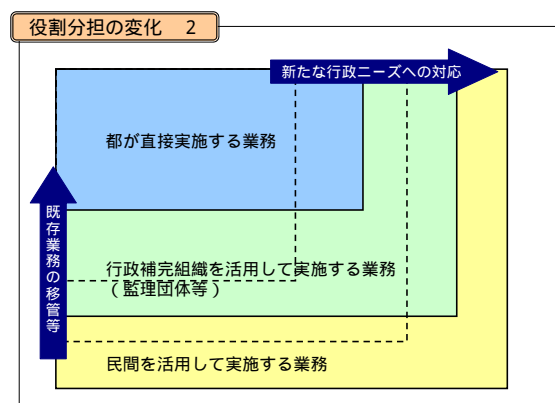
〔業務移管等によるサービスの質の向上や運営の高度化〕



○ 左図は都が責任を持つ業務範囲についてのイメージを示したもので、その担い手により、都が直接実施する業務、監理団体のような行政補完組織を活用して実施する業務、民間を活用して実施する業務の3つに大別できます。これまで、監理団体や民間を活用できる業務について、都は積極的に業務のアウトソーシングを行い、サービスの質の向上や運営の高度化を図ってきました。その結果、「役割分担の変化1」のように縦軸で示す「既存業務の移管等」が進み、都の業務範囲が変化し、その業務の担い手として監理団体を

活用するとともに、社会経済状況に応じて監理団体から民間へとその担い手が変化しているものもあります。

〔新たな行政ニーズへの対応〕



○ 一方、行政が対応しなければならない都民ニーズは常に発生しています。そのため、「役割分担の変化2」の横軸で示す「新たな行政ニーズへの対応」のように都の業務範囲は広がるとともにその内容は

複雑高度化してきています。マンパワーや財源など都の経営資源は限られており、これらのニーズに的確に対応していくためには、これまで以上に行政補完組織としての監理団体をより一層活用しながら、行政としての役割を果たしていく必要があります。

(3) 監理団体の役割

監理団体を活用する業務は時代によって変化していきますが、政策との連動性が高い業務は普遍的に存在し、都政の一翼を担うという監理団体の役割は不変です。しかし、団体を活用する業務については、都の施策と社会経済状況の変化に応じて不断の検証を行い、適時適切に見直しを行っていきます。

〔監理団体の役割〕

- 監理団体を活用する業務は時代によって変化しており、都と監理団体と民間の役割分担も固定化するものではありません。例えば、採算性などの問題から監理団体でなければ担うことのできなかつた業務であっても、他の民間事業者等が実施することによって、より効率的に、都民サービスを向上させることができるようになることも考えられます。しかし、監理団体が担っている政策との連動性が高い業務は普遍的に存在しています。そのため、都政の一翼を担うという監理団体の役割も不変です。

〔監理団体の行う業務の見直し〕

- これまでも監理団体は、都の指導監督のもと経営改革を進めながら、都からの受託業務を拡大させるなど都政を支えるパートナーとしての役割を担ってきました。監理団体の担う業務は都の施策と社会経済状況の変化により、常に変化するものであることから、今後とも常に自らの存在意義を確認するとともに、実施すべき業務の見直しを行っていくことが求められます。同様に、都においても監理団体が担うべき業務の範囲とともにその位置づけについて不断

の見直しを行っていきます。

3 監理団体活用の考え方

(1) 監理団体活用の視点

都・監理団体・民間の役割分担のもと、都政を支えるパートナーである監理団体を活用する業務等について、改めて整理しました。これらの整理に基づき、都施策推進の様々な場面において、今後より一層監理団体の活用を進め、機能的で柔軟な都政運営を実現していきます。

〔監理団体を活用する考え方の整理〕

- 都政を支えるパートナーである監理団体は、これまでも都の政策との連動性が高い業務を担ってきていますが、今回、改めて都が監理団体を活用する業務について整理しました。

〔活用する業務(1):業務移管等によるサービスの質の維持・向上や運営の高度化〕

- 監理団体を活用する業務の一つが、これまで都が直接実施していた業務の中で、監理団体に移管することによって多様なサービスの提供、サービスの質の維持・向上や柔軟な経営など運営の高度化が図られる業務です。

例) ・ 都立病院の移管による地域医療の推進 ((財)東京都保健医療公社)
・ 都立試験研究機関の移管による試験研究の活性化
((財)東京都環境整備公社、(公財)東京都農林水産振興財団) など

〔活用する業務(2):新たな行政ニーズへの対応〕

- もう一つの業務として、これまで都が実施していなかった業務を、行政と民間のノウハウを併せ持つ監理団体が担い、都と緊密な連携を図ることにより、新たな行政ニーズに対する都の施策が迅速かつ柔軟に推進される業務があります。

例) ・ 中小企業と大学、研究機関、金融機関との産産・産学連携支援事業
((財)東京都中小企業振興公社)
・ 正社員採用・定着支援事業 ((財)東京しごと財団)

- ・ 地球温暖化防止活動の推進 ((財)東京都環境整備公社)
- ・ 東京文化発信プロジェクト事業 ((公財)東京都歴史文化財団) など

○ このような新たな行政ニーズへの対応には、民間のみでの事業展開が難しい分野において先駆的にサービスを提供する業務もあります。また、民間が提供するサービスについてもその求められる水準を定め、その水準を満たすよう支援することにより、都民の安心・安全の確保を図る業務があります。

- 例) ・ 患者等搬送サービス事業 ((公財)東京防災救急協会)
- ・ 多摩都市モノレールの運営 (多摩都市モノレール(株)) など

〔活用する業務(3): 他自治体の行政支援・補完〕

○ 監理団体は都内の区市町村への行政支援・補完機能も担っており、これも東京都の監理団体の持つ重要な業務の一つです。

- 例) ・ 区市町村の税務職員を対象とした研修事業 ((財)東京税務協会)
- ・ 多摩地域の市町村の土地区画整理事業
((財)東京都新都市建設公社) など

〔監理団体の一層の活用〕

○ このように、監理団体は都施策の様々な場面で、多くの業務を担っています。さらに、都事業のアウトソーシングに伴い、現場が都から監理団体に移る中、派遣された都職員が監理団体において身につけたノウハウや現場感覚を、都の政策立案等の業務や実務の継承に役立てることも必要です。都は、都政を支えるパートナーである監理団体の活用を一層進め、機能的で柔軟な都政運営を実現していきます。

(2) 指定管理者としての活用

指定管理者制度により管理する公の施設については、政策連動性、管理運営の特殊性が高い施設に係る指定管理者として、行政支援・補完機能を有する監理団体を特命で選定することが可能となるなど活用の幅が広がります。

〔監理団体の特命選定による活用〕

- 今後、監理団体を活用していく事例の一つとして指定管理者制度の運用見直しがあります。
- 現在、指定管理者制度を導入している公の施設には、都が施策の展開にあたって当該施設を積極的に活用する必要があるなど政策との高い連動性が求められる施設や、都の要請への即応など強い連携が求められるなど、一般の施設とは異なる性格を有する施設もあります。
- このような政策連動性、管理運営の特殊性が高い公の施設については、団体の特質や位置づけを精査しかつ最適な管理者であることなど理由を明確にした上で行政支援・補完機能を有する監理団体を特命で選定することが可能となるよう、制度の運用見直し()を図っています。

参考 / 指定管理者制度の運用見直しの経緯

- ・ 都では、平成 18 年度から指定管理者制度を導入し、公の施設における効率化と都民サービスの向上の両面にわたって一定の成果をあげてきました。
- ・ 導入から 5 年が経過する平成 23 年度当初には、多くの施設において新たな管理者の指定が行われることとなるため、これに先立ち、全指定管理者へのアンケートや現地調査の実施などにより、本年 3 月、利用者評価の高い管理者に対する次期公募時のインセンティブ付与など、その運用の一部を見直したところです。

(3) 監理団体に対する指導監督の考え方

監理団体は都施策の推進に無くてはならないパートナーであり、その役割の重みは増してきています。今後ともさらなる活用を進めていく必要があることから、これまでの自立性向上を主眼に置いた指導監督の考え方も継承しつつ、サービスの質の向上を図る視点から新たな指導監督の取組も進めていきます。

〔自立を主眼としたこれまでの指導監督と役割の変化〕

- これまで都は様々な取組によって監理団体改革を進めてきましたが、これらの指導監督は、健全で柔軟な経営に向けた財務状況の改善や経営実態に即した人事給与制度の見直しなど団体の自立性向上に主眼が置かれたものでした。都・監理団体・民間の役割分担の見直しが進む中で、都からの事業移管に伴い業務の範囲が拡大するなど、監理団体はこれまで以上に都の現場を担う重要な役割を果たすようになってきています。

〔指導監督の視点〕

- 監理団体は、都施策の推進には無くてはならないパートナーであり、その役割の重みは増してきています。今後ともさらなる活用を進めていく必要があることから、これまでの自立性向上を主眼に置いた指導監督の考え方も継承しつつ、都民サービスの一層の向上に向けて、今後は効率性の追求に止まらず、サービスの質の向上を図る視点からその方策を検討し、都と団体が一体となって取り組んでいきます。

4 監理団体活用に伴う取組

(1) 経営の透明性の向上

都政を支えるパートナーとして、これまで以上に監理団体を積極的に活用していくにあたっては、経営の一層の透明性向上が求められるため、経営情報等の公表範囲を拡大していきます。

〔これまでの経営情報の公表〕

- 監理団体の経営情報の都民への公表については、これまで様々な取組を指導してきました。特に、平成 19 年度には、監理団体が発注者として締結する契約の方法を整理するとともに、その整理に従って契約結果を公表するよう指導を行いました。また、平成 22 年 3 月には、新たに人件費等の状況、外部監査の結果、役員として都OBを選任した場合の都退職時の職名について公表範囲の拡大を進めました。

【現在の公表事項】

- ・ 定款又は寄付行為
- ・ 役員名簿
- ・ 事業報告書、決算書
- ・ 事業計画書、予算書
- ・ 役員人数、報酬
- ・ 固有職員数、給与
- ・ 契約関連規程、契約類型別件数・金額、一定金額以上の特定契約の件名・契約相手方・契約相手先への都幹部職員OB等の再就職者数

など

〔さらなる経営の透明性の向上〕

- 今後、都政を支えるパートナーとして、監理団体を積極的に活用していくにあたっては、今まで以上に経営の透明性を向上させ、都民への説明責任を果た

すことが必要となります。

- これまでも監理団体が締結する契約のうち、1億円以上の全ての契約について、契約相手方等の情報を公表するよう指導を行うなど、経営の透明性の向上に努めてきました。

今後は、都から特命で受託する事業等については、契約情報の公表範囲を250万円以上に拡大するなど、より一層の経営の透明性向上に取り組みます。

- また、公募で都の指定管理者に選定されたものや、都の入札に参加し受託した事業についても、経営情報を公表することが団体の競争性を阻害する恐れのある等の場合を除き、公表範囲を拡大するよう指導していきます。

さらに、その他の自主事業についても、取引先との信頼を維持するための情報や、経営の効率化を妨げる恐れのある情報など、個々の団体の状況に配慮しながら、さらなる公表範囲の拡大に向けた取組を行うよう各団体に働きかけていきます。

(2) 事業評価の充実

平成 22 年度から、都の事業評価制度において、都が監理団体等を通じて実施している事業に対する評価を充実します。都事業としての事業効果や効率性だけでなく、その事業を団体が実施することの妥当性等も評価の対象に加えて実施していきます。

〔監理団体事業評価の新たな観点〕

- 今後も厳しい財政環境が見込まれる状況をかんがみ、監理団体を通じて都が実施する事業について、これまで以上に厳しく評価していく必要があります。そこで、平成 22 年度からは、監理団体が都から受託する事業等について、事業評価を充実し、都事業としての事業効果や効率性の他、都・監理団体・民間との役割分担の観点から、団体の設立趣旨、存在意義、民間の状況等を踏まえ、

その事業を団体で実施することの妥当性ととも、団体における事業実施状況の適正性についても評価の対象に加えて実施していきます。

(3) 公益法人制度改革への対応

監理団体は、都施策と密接な関わりを持つ業務を遂行しており、公益性を証明できるなどのメリットがあることから、都では、早期に公益法人への移行を目指すよう指導してきました。今後も団体ごとの実情に応じた適切な指導・支援を継続します。

〔公益法人への移行に向けた指導・支援〕

- 公益法人制度改革への対応として、公益法人へ移行することによる公益性の証明、団体への寄付者に対する税制上の優遇措置、団体の所得に対する税制上の優遇措置など、公益法人となるメリットがあることを考慮し、都は「監理団体は原則として早期に公益法人への移行を目指す」よう指導するとともに、情報提供などの支援を行ってきました。その結果、いくつかの監理団体が全国の同様の事業を行っている法人に先駆けて、公益法人へ移行しています。今後も、公益法人制度改革の趣旨を踏まえ、団体ごとの実情に応じた適切な指導・支援を継続していきます。

5 各団体の活用の考え方

現在、各団体が実施している事業を踏まえ、各団体の活用の考え方を明確にしました。

目 次

<公益法人等>	<株式会社>
(財)東京都人権啓発センター……………21	多摩都市モノレール(株)……………32
(財)東京都島しょ振興公社……………21	東京臨海高速鉄道(株)……………33
(財)東京税務協会……………22	(株)多摩ニュータウン開発センター…33
(公財)東京都歴史文化財団……………22	(株)東京スタジアム……………34
(財)東京都交響楽団……………23	(株)東京国際フォーラム……………34
(財)東京都スポーツ文化事業団……………23	(株)東京臨海ホールディングス……………35
(一財)東京マラソン財団……………24	東京交通サービス(株)……………35
(財)東京都新都市建設公社……………24	東京水道サービス(株)……………36
東京都住宅供給公社……………25	(株)PUC……………36
(財)東京都環境整備公社……………25	東京都下水道サービス(株)……………37
(財)東京都福祉保健財団……………26	
(財)東京都医学研究機構……………26	
(財)城北労働・福祉センター……………27	
(社福)東京都社会福祉事業団……………27	
(財)東京都保健医療公社……………28	
(財)東京都中小企業振興公社……………28	
(財)東京しごと財団……………29	
(公財)東京都農林水産振興財団……………29	
(財)東京観光財団……………30	
(公財)東京動物園協会……………30	() (公財)東京防災指導協会と(公財)東京
(公財)東京都公園協会……………31	救急協会は、10月1日に統合を予定してい
(財)東京都道路整備保全公社……………31	るため、統合後の新団体の活用の考え方を
(公財)東京防災救急協会()……………32	掲載している。

所管局名	総務局
団体名	財団法人 東京都人権啓発センター
主な事業	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 人権問題に関する展示、図書資料等の閲覧貸出及び一般相談・特定相談など東京都人権プラザの管理運営事業 ○ 人権啓発行事などの開催やマスメディア・各種広告媒体による普及啓発事業 ○ 人権問題研修講師の出講や都民講座の開催などの講演・講座・研修、法律相談事業 ○ 人権問題に関する図書資料の情報収集及び出版、調査研究事業 	
存在意義	
<p>「東京都人権施策推進指針」に基づいて都が設立した監理団体であり、都民一人ひとりの人権が尊重される社会を実現するため、人権問題全般に係る普及啓発事業等について、中立性・公平性を確保しつつ、都との密接な連携のもとで推進する。</p>	
活用の考え方	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 都における様々な人権施策の現地拠点として、東京都人権プラザにおける総合的なワンストップサービス機能を一層充実 ○ 新たな人権問題など、多様なニーズにも対応した教育・啓発事業を、公平・中立的な立場で都と一体となって推進 ○ 人権意識の高揚を図るための図書資料等の情報収集及び出版、調査研究事業の実施 	

所管局名	総務局
団体名	財団法人 東京都島しょ振興公社
主な事業	
<ul style="list-style-type: none"> ○ ヘリ・コムーターによる島しょ間の運航についての支援を行う交通関連事業 ○ アンテナショップの運営や島しょの情報発信などの展示販売・広報宣伝事業 ○ 島しょ地域の人材育成や特産品の開発等を行う団体に対する支援などの地域振興事業 ○ 災害備蓄用木炭の管理運営などの施設等管理運営事業 	
存在意義	
<p>離島の生活路線確保や島しょ全体の地域振興のために、都と島しょ町村が共同出えんして設立した監理団体であり、これらの島しょの共通課題の解決に向けて、公社の経営における弾力性や事業のスケールメリットを発揮しながら、効果的・効率的に実施する。</p>	
活用の考え方	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 小離島を中心とする島民の生活路線の確保に向けたヘリ・コムーターの継続的な運航支援 ○ 公社の民間的経営手法や、都と9町村が共同で実施することによるスケールメリットを活かした地域振興事業、展示販売事業及び広報宣伝事業の実施 ○ 公共性の高い災害備蓄用木炭の保管など、施設等管理運営事業の実施 	

所管局名	主税局
団体名	財団法人 東京税務協会
主な事業	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 納税者への広報活動、実務図書の発刊、地方税財政制度の調査研究 ○ 自動車税事務所における申告書受付等の業務、都の税務職員研修業務 ○ 区市町村の税務職員を対象とした研修事業や、税務部門への人材派遣事業 	
存在意義	
<p>都及び区市町村を会員として、地方税務に関する高い専門性を活かし、税務行政の円滑な運営と発展に貢献するため、地方税務職員の実務研修、納税者への広報活動、実務図書の発刊、地方税財政制度の調査研究などを行う。</p> <p>また、高い専門性や団体の機動性を活用し、効率的な税務行政の運営に資するため、会員団体から業務を受託する。</p>	
活用の考え方	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 税制度や行政に関する幅広い知識を活用した、納税者への広報活動、実務図書の発刊、地方税財政制度の調査研究などの実施 ○ 都税に関する専門的知識と実務ノウハウを活用した、自動車税事務所における申告書受付等の業務、都の職員研修業務などの受託 ○ 地方税務行政に関する専門性を活用した、区市町村税務職員への研修業務や人材派遣事業の実施 	

所管局名	生活文化局
団体名	公益財団法人 東京都歴史文化財団
主な事業	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 都立の文化施設等（東京都庭園美術館、東京都江戸東京博物館、東京都写真美術館、東京都現代美術館、東京都美術館、東京文化会館、東京芸術劇場他）の管理運営 ○ 各施設の特性を活かした、質の高い展覧会やコンサート・演劇等の企画・実施 ○ トーキョーワンダーサイト事業など若手芸術家の発掘・育成支援 ○ 東京文化発信プロジェクト事業 	
存在意義	
<p>東京都の文化行政を支援・補完する団体として、都立文化施設における歴史的資料・芸術作品の収集管理、調査研究や創造・発信など、専門性を持ち特徴のある事業を展開することにより、東京における芸術文化の発展に寄与する。今後更に、時代の要請に応じた事業を充実させることにより、芸術文化の創造発信拠点としての機能強化を図り、安定的かつ発展的に施設運営を行っていく。</p>	
活用の考え方	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 財団がこれまで都立文化施設において培ってきた専門性やノウハウを活用した事業展開及び安定的な施設運営の推進 ○ 東京芸術文化評議会の提言に基づく東京文化発信プロジェクト事業や都立文化施設における芸術文化の創造発信拠点としての機能強化など、都の文化施策の具現化 ○ 若手芸術家の発掘・育成支援や新たなニーズに対応した事業など、民間だけでは実施できない公共性の高い事業を提供し、東京の文化的魅力の向上に寄与 	

所管局名	生活文化局
団体名	財団法人 東京都交響楽団
主な事業	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 定期演奏等の自主公演や共催公演の実施 ○ 音楽鑑賞教室、音楽アーティスト交流教室、マエストロ・ビジット等の音楽教育活動 ○ 小規模演奏会や出前コンサート等のコミュニティ・社会貢献事業 ○ 東京文化発信プロジェクトの一環としてのハーモニーツアーの実施 	
存在意義	
<p>首都東京が持つに相応しい日本を代表する交響楽団として、クオリティの高い演奏活動を展開することで、国際都市東京の存在感を高めていく。また、音楽鑑賞教室や福祉施設等での演奏会を積極的に展開し、青少年の情操教育や音楽文化の普及を通じた都民生活の向上に寄与する。</p>	
活用の考え方	
<ul style="list-style-type: none"> ○ ハーモニーツアーの公演の実績を踏まえ、東京から国内外に向けて文化を発信し、東京の文化面におけるプレゼンスを向上 ○ 質の高い自主公演を低廉な料金で提供することにより、広く都民に音楽文化を普及 ○ 音楽鑑賞教室などの音楽教育活動事業を通じて、情操豊かな青少年の育成に寄与 ○ 多摩・島しょ地域での演奏会や福祉施設・病院への出前コンサートなど、より多くの都民が演奏を楽しむことができる機会を提供 	

所管局名	スポーツ振興局・教育庁
団体名	財団法人 東京都スポーツ文化事業団
主な事業	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 東京体育館、駒沢オリンピック公園総合運動場、東京武道館、埋蔵文化財調査センターの管理運営 ○ 財団独自のスポーツ振興事業の実施による都民の生涯スポーツの普及振興 ○ 世界大会、大規模大会の誘致、先導的・広域的なスポーツ振興事業の実施 ○ 埋蔵文化財に係る発掘調査及び広報・普及（学校教育への寄与を含む。）の実施 ○ 埋蔵文化財の調査研究、出土品の収蔵 	
存在意義	
<p>東京都のスポーツ行政を支援・補完する団体として、広域スポーツセンター事業、競技力向上事業、スポーツ国際交流など都との連携事業を実施することにより、「スポーツ都市東京」の実現に寄与する。また、都民の貴重な財産である埋蔵文化財について、開発事業等に先立つ発掘調査を、公的機関による監督の下、質や精度を担保しつつ実施することにより、保存と活用を図る。</p>	
活用の考え方	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 「10年後の東京」への実行プログラムなど都施策推進に向けたスポーツ振興施策の具現化及び財団の専門性やノウハウを活用した安定的・継続的な施設運営 ○ 都の監督・指導の下、大規模埋蔵文化財調査の実施主体として埋蔵文化財センターを活用するとともに、同センターを通じた広報・普及活動を推進 ○ スポーツ指導者育成のための講習会、島しょ地区への普及事業、大規模な埋蔵文化財調査等、採算が取れない又は事業者がない等、民間では困難な事業を実施 	

所管局名	スポーツ振興局
団体名	一般財団法人 東京マラソン財団
主な事業	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 東京マラソンの開催 ○ 多彩なランニングイベントの実施による都民の生涯スポーツの普及振興 	
存在意義	
<p>東京都のスポーツ行政を支援・補完する団体として、東京マラソンの安定的な運営及びさらなる発展を通じて、世界トップレベルのランナーから市民ランナーや観客までもが一体となってスポーツのすばらしさを共有できる機会を引き続き提供し、「スポーツ都市東京」の実現に寄与する。また、年間を通じた多彩なランニングイベントを実施し、誰もが気軽に楽しめる生涯を通じたスポーツの振興に寄与する。</p>	
活用の考え方	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 「10年後の東京」への実行プログラムなど都施策推進に向けたスポーツ振興施策の具現化及び財団の特性やノウハウを活用した東京マラソンの安定的・継続的な開催 ○ 東京マラソンが観光振興及び地域振興にも寄与し、東京の魅力を世界に発信する祭典としてさらに発展するよう、都が実施する「東京大マラソン祭り」との連携を推進 	

所管局名	都市整備局
団体名	財団法人 東京都新都市建設公社
主な事業	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 土地区画整理事業、下水道事業等、市町村が行う都市整備事業の受託施行 ○ 道路整備と一体的に進める沿道まちづくり事業の実施 ○ 建設発生土再利用センターの管理運営 	
存在意義	
<p>都及び地元6市の共同出捐による、都市基盤整備の行政代行型の公益法人として、市町村の技術力、執行力を補完し、主として多摩地域の秩序ある発展に寄与してきた。今後、これまで実施した事業の経験を生かし、まちづくりに関する事業を多面的に進め、都及び区市町村の総合的まちづくりに貢献する。</p>	
活用の考え方	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 団体がこれまで培ってきた土地区画整理事業、下水道事業等の専門的な知識や手法を活用し、市町村受託施行事業を推進 ○ 「10年後の東京」計画に描く災害に強い都市づくりの一環として、団体が有するまちづくりのノウハウを活用し、沿道一体整備事業を実施 ○ 団体を活用して建設発生土再利用センターの運営管理を行い、建設発生土対策を効果的に推進 	

所管局名	都市整備局
団体名	東京都住宅供給公社
主な事業	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 一般賃貸住宅や都民住宅等の中堅所得者層に対する良質な賃貸住宅の供給 ○ 都営住宅等の管理業務や都営住宅建替工事監理業務などの受託事業の実施 ○ その他、区営住宅等管理業務やマンション再生支援等 	
存在意義	
<p>約7万戸に及ぶ住宅ストックと豊富な賃貸住宅等の経営ノウハウを有しており、これらを生かし、引き続き中堅所得者向けの良質な賃貸住宅等の供給や、都民の住宅セーフティネットとしての都営住宅の適正な管理を行っていく。また、今後とも少子高齢社会や環境問題への対応など、都の重要課題への取組を通じ、都の住宅政策の一翼を担う重要なパートナーとしての役割を果たしていく。</p>	
活用の考え方	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 団体が有するノウハウを生かし、都の現場の一翼として都営住宅等の管理や都営住宅建替工事監理、同スーパーリフォームなどの事業を着実に実施 ○ 公社住宅の再編整備により創出される用地等を活用した高齢者施設・子育て支援施設の誘致や、住宅における環境負荷低減への取組など、都の重要課題への対応 ○ 公社の既存ストックの活用を中心とした中堅所得者向けの良質な賃貸住宅の供給及び市場では十分に供給されにくい高齢者・子育て世帯向けの住宅供給を推進 	

所管局名	環境局
団体名	財団法人 東京都環境整備公社
主な事業	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 中央防波堤埋立処分場等における埋立処分管理や産業廃棄物の中間処理・リサイクルなどの廃棄物処理関連事業 ○ 東京都環境科学研究所における大気汚染対策などに関する環境調査研究事業 ○ 東京都地球温暖化防止活動推進センターにおける普及啓発などの地球温暖化防止活動事業 	
存在意義	
<p>環境分野に関する専門的知識・人材を活かし、都民の生活環境の向上と環境負荷の少ない持続可能な都市の実現を目指し、廃棄物処理関連・地球温暖化防止等の先導的事業や調査研究・技術支援等の実施により、東京都及び区市町村等の環境施策を補完する。</p>	
活用の考え方	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 東京都との連携による「中小規模事業所省エネ推進・クレジット創出プロジェクト」などの地球温暖化防止活動事業の推進 ○ 東京都環境科学研究所における、環境実態の把握や環境施策の検討・効果検証等、東京都の環境施策に資する調査研究及び技術支援の着実な実施 ○ 廃棄物処理関連事業の経験とノウハウを活かした、埋立処分管理や廃棄物処理施設技術支援等の公益的な事業の推進 	

所管局名	福祉保健局
団体名	財団法人 東京都福祉保健財団
主な事業	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 福祉サービスの総合的な情報提供及び評価に関する事業 ○ 介護サービス情報の公表のための指定情報公表センター等事業 ○ NPO法人及び社会福祉法人等に対する支援、人材育成及び助成事業 ○ 都民等に対する相談及び人材育成等支援事業 	
存在意義	
<p>都の福祉保健行政を支援・補完する監理団体として、「利用者のサービス選択支援」、「福祉・保健医療を担う人材育成」、「福祉保健制度の適正運営支援」の3つの柱を軸とした事業展開を図ることにより、都の福祉保健行政の充実及び都民に対する福祉保健サービスの向上に寄与する。</p>	
活用の考え方	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 福祉情報総合ネットワーク事業を活用し、都民・事業者等へ福祉保健や介護サービス情報を提供することによる、利用者選択の支援 ○ 福祉・保健医療を担う人材の育成に向け、「10年後の東京」実行プログラムに掲げる認証保育所研修事業・ゲートキーパー養成事業等の実施 ○ 指定市町村事務受託法人事業など、福祉保健サービス事業者等に対する運営支援及び運営指導に係わる事業の実施 	

所管局名	福祉保健局
団体名	財団法人 東京都医学研究機構
主な事業	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 都民ニーズに対応し、研究成果の都民還元を目指したプロジェクト研究の推進 ○ がん・認知症対策や新型インフルエンザ対策などの特別研究 ○ 研究成果をテーマにした都民向け講演会や、研究者向け研修会などの普及事業 	
存在意義	
<p>東京都神経科学総合研究所、東京都精神医学総合研究所、東京都臨床医学総合研究所の3研究所から成る、首都東京の保健・医療・福祉を支える生命科学基盤を担う研究所として、都民ニーズに対応した質の高い研究を効果的・効率的に推進し、その研究成果を積極的に都民及び社会に還元する。</p>	
活用の考え方	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成23年4月の3研究所統合による新研究所発足後も、引き続き、都民ニーズや行政課題に対応した研究を推進 ○ 「10年後の東京」計画に掲げる、がんの早期発見や進行状況の診断法の開発など、都が重点的に取り組んでいる保健医療施策を支える研究を推進 ○ 都立病院など、医療現場と連携した研究の推進による、新たな診断法の開発や診断精度の向上、研究成果の早期実用化や臨床応用の推進 	

所管局名	福祉保健局・産業労働局
団体名	財団法人 城北労働・福祉センター
主な事業	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 山谷地域の日雇労働者を対象とした、職業紹介や技能講習等の就労支援事業、個々の労働者の実情に応じた総合相談事業、生活に困窮し、急迫した状態にある者に対する応急援護事業 ○ 山谷地域の環境改善等に向けた地域連携事業 	
存在意義	
<p>山谷地域に居住する日雇労働者に対し、労働と福祉が一体となった一貫性のある生活相談や職業紹介、技能訓練等の支援を行い、自立の促進と生活の安定を図る。</p>	
活用の考え方	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 労働者のニーズにあった求人開拓や就労訓練等による自立促進 ○ 個々の労働者の実情に応じたきめ細かい生活相談や出張相談による支援 ○ 困窮した労働者に対する宿泊や給食などの応急的な援護 ○ 地域との連携・協働による山谷地域の環境改善 	

所管局名	福祉保健局
団体名	社会福祉法人 東京都社会福祉事業団
主な事業	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童養護施設、障害者支援施設及び知的障害児施設の受託運営 ○ 子育て短期支援事業等の受託や共同生活介護・共同生活援助事業の運営 ○ 知的障害者就労支援事業の受託や障害者（児）日中一時支援事業の運営 	
存在意義	
<p>被虐待児や最重度障害者など、支援困難な利用者を数多く受け入れてきた実績により培った専門的な利用者支援のノウハウをさらに向上させ、時代の変化に対応した柔軟で弾力的な施設運営を行うとともに、そのノウハウを民間福祉施設にも普及させることにより、都全体の福祉サービス水準の向上に寄与する。</p>	
活用の考え方	
<ul style="list-style-type: none"> ○ これまで培ってきた被虐待児や発達障害・情緒障害等の問題を抱える児童、医療的ケアニーズの高い最重度障害者に対する専門的支援ノウハウを活用し、支援困難な利用者を積極的に受入れる児童養護施設及び障害者（児）施設の運営を委託 	

所管局名	病院経営本部
団体名	財団法人 東京都保健医療公社
主な事業	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 公社病院の運営による、地域住民が必要とする保健医療サービスの提供 ○ 地域の中核病院としての地域医療連携の一層の推進 ○ 東京都がん検診センターにおける、精度の高いがん検診事業及び検診従事者の養成事業 	
存在意義	
<p>地域医療のシステム化を推進し、包括的・合理的な医療供給体制の確立を図るため、地域医療に関する調査・研究を行う。</p> <p>また、これまで培ってきた地域医療に関するノウハウによる地域に密着した保健医療サービスの提供に加え、監理団体が有する公益性を重視した行政的医療課題への積極的な対応など、真に住民が必要とする保健医療サービスを提供する。</p>	
活用の考え方	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 公社病院における、救急医療や小児医療など地域に不足する医療等の安定的な提供 ○ 公社病院と地域医療機関との医療連携や都立病院との連携強化、疾患課題別医療連携の積極的な推進などによる、地域医療のネットワーク化の推進 ○ 公社病院に派遣する都職員の、多様な医療現場経験によるスキルの向上 ○ 東京都がん検診センターの、都におけるがん検診の中核機関としての活用 	

所管局名	産業労働局
団体名	財団法人 東京都中小企業振興公社
主な事業	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 経営全般における相談、助言に関する事業 ○ 経営革新、市場開拓及び創業の支援に関する事業 ○ 下請取引の紹介、適正化促進及び苦情紛争処理に関する事業 ○ 中小企業及び勤労者に対する福利厚生支援並びに共催に関する事業 ○ 商業の活性化及び伝統工芸品産業、その他地域産業の振興に関する事業 	
存在意義	
<p>中小企業振興行政を補完する団体として、都内中小企業を総合的に支援するとともに、商工関係諸団体と連携を図った施策の実施、先駆的なモデル事業を初めとする自主事業の立案・実施並びに都に対する提案等を行うことにより、「都のイコールパートナー」として、都の中小企業の健全な発展と地域経済の振興に寄与する。</p>	
活用の考え方	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 「10年後の東京」計画に掲げる首都東京の発展を支える産業力強化のため、都内全域の中小企業を対象とする唯一のワンストップサービス機関として、総合支援事業、下請取引の適正化、新製品・新技術開発助成など、公益性の高い事業を多角的に実施 ○ 関係機関との連携を強化し、中小企業と大学・研究機関・金融機関等との産産・産学連携事業の促進等、中小企業のニーズに柔軟に対応した施策を実施 ○ 未成熟市場を視野に入れた中小企業事業化支援ファンド事業や、中小企業が単独で行うことが困難な福利厚生支援・共済事業等を支援 	

所管局名	産業労働局
団体名	財団法人 東京しごと財団
主な事業	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 都が設置する雇用就業に関するセーフティネット機能を有する唯一の施設であるしごとセンターを運営 ○ 高齢者雇用安定法に基づくシルバー人材センター連合として、地域のシルバー人材センターの運営に対する支援、育成や会員の就業支援講習などの実施 ○ 障害者の就業開拓・定着支援に向けた関係機関等との総合調整や身近な地域での訓練機会の提供など障害者就業支援事業 	
存在意義	
<p>東京都と密接に連携し、その時々々の行政課題に機動的・弾力的に対応することにより、幅広い層の雇用・就業支援及び東京の産業振興に必要な人材育成を行い、都民の豊かな職業生活の実現と活力ある地域づくりを行う。</p>	
活用の考え方	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 都の雇用就業施策の実施機関として、民間事業者が持つ豊富なノウハウと求人情報を活用し、雇用就業相談、キャリアカウンセリング、セミナー、職業紹介等をワンストップで実施するとともに、民間事業者、併設ハローワーク等と事業に係る連携・調整を行い、総合的・一体的なしごとセンター事業を展開 ○ 障害者の特性、能力等に応じた職業訓練や就業の促進を行ってきた実績とそのノウハウ等を活用して、障害者に対する就業支援事業を実施 ○ 「シルバー人材センター連合」に指定された団体として、区市町村シルバー人材センターとのネットワークを活用し、高齢者の多様な働き方に資する事業を展開 	

所管局名	産業労働局
団体名	公益財団法人 東京都農林水産振興財団
主な事業	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 農地保有合理化事業、林業労働力確保支援センター事業など法令に基づく実施団体として指定された事業 ○ 苗木生産供給事業、農地と担い手マッチング事業など農林水産業の振興事業 ○ 農林水産業に関する試験研究事業並びに栽培漁業センター事業、奥多摩さかな養殖センター事業、青梅畜産センター事業など都の試験研究成果の還元事業 	
存在意義	
<p>農林水産関係の公益財団法人として、都内全域を対象とした公益性の高い事業の実施を通じて、都の農林水産振興施策の一翼を担う。 また、農林水産物の生産から加工までの技術開発・支援を行うことができる都内唯一の法人として、都の施策を補完する役割を担う。</p>	
活用の考え方	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 都との密接な連携の下、団体が持つ専門性やノウハウを活かし、農業者や林業者の後継者対策や農林水産業の経営安定対策、花粉の少ない森づくり運動等による森林の公益的機能の増進、緑の募金・緑化苗木の生産供給による都市緑化の推進等、公益性の高い事業を実施 ○ 都と連携した、試験研究の推進による特産品や新技術の開発、種苗・種畜供給事業による研究成果の還元等の事業を実施するほか、商工関連の試験研究機関と連携した農商工の複合的な試験研究課題への対応 ○ 試験研究業務を通じて、農林水産関係の技術職員に高度な専門的知識・技術を習得させ、問題解決能力を高める場として活用 	

所管局名	産業労働局
団体名	財団法人 東京観光財団
主な事業	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 国内外からの旅行者の誘致及び受入 ○ M I C E (Meeting (企業会議)、Incentive (企業報奨旅行)、Convention (学術的な国際会議、国内学会等)、Exhibition (展示会)の頭文字からなる略語で、コンベンションマーケット、又はコンベンション産業を統括的に表現した総称)の誘致開催及びそのための支援 ○ 東京の魅力を世界に発信するための広報及び宣伝 	
存在意義	
<p>観光関連企業を集結し、都と民間との架け橋となり観光振興・コンベンション誘致を目的とする都内唯一の広域観光団体として、民間のノウハウを活かすとともに、行政・民間・地域の観光関連団体等と連携し、専門的・継続的・機動的に公益事業を展開することで、国内外からの旅行者誘致推進と東京の観光振興に寄与する。</p>	
活用の考え方	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 「10年後の東京」計画に掲げる観光地としての東京の魅力向上に向けて観光振興を図っていくにあたり、団体もつ観光事業に関する専門的ノウハウを活かしつつ、東京全体の広域的な視点から、都が進める観光振興行政の実行主体として、観光プロモーション事業の充実などを、効果的・効率的に実施 ○ 団体の情報収集機能を活かし、民間等のニーズを迅速に把握したうえで、都、民間など様々な主体と連携し、東京観光レップの運営・M I C E誘致などを、より弾力的に事業展開 	

所管局名	建設局
団体名	公益財団法人 東京動物園協会
主な事業	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 都立動物園・都立水族園の管理運営 ○ 野生生物に関する種の保存のための取組や調査・研究 ○ 動物園・水族園及び野生生物に対する普及啓発活動及び各種情報発信 	
存在意義	
<p>公益財団法人として都立動物園・水族園の管理運営を着実に実施することにより、動物園事業の発展振興を図り、野生生物の保全と環境教育の普及推進に貢献する。 また、都立動物園・水族園において、柔軟で自由度の高い運営を行い、来園者がより一層楽しめる動物園・水族園の実現に寄与する。</p>	
活用の考え方	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 「10年後の東京」計画に掲げる「東京の魅力・東京の文化を世界に発信・多様な観光資源を活用した魅力の向上」を実現するため、より一層の各園の魅力向上及び来園者サービス向上を図るVisit Zooキャンペーンを積極的に展開しながら、都立動物園・水族園の指定管理者として管理運営を実施 ○ 高度な飼育技術と野生生物に関する調査研究を活かしつつ、その技術を着実に継承させ、野生生物の保全に貢献 ○ 野生生物やその生息環境についての多様な教育普及プログラムについてやボランティアの育成及び各広報媒体による情報発信などの普及啓発活動を実施し、社会教育施設としての役割についても積極的に発揮 	

所管局名	建設局
団体名	公益財団法人 東京都公園協会
主な事業	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 都立公園等（公園、庭園、霊園、葬儀所）の管理運営 ○ 水辺魅力アップ事業や水上バス事業といった河川事業の普及啓発 ○ 調節池・防災船着場などの河川管理施設の維持管理 ○ 緑や公園に関する普及啓発やボランティア等による都民交流、東京都都市緑化基金の活用による緑化活動の推進 	
存在意義	
<p>公益財団法人として、都立公園等の管理運営を着実に実施することにより、公園管理の技術・ノウハウの向上を図り、緑や公園に関する普及啓発事業、東京都都市緑化基金等の公益事業推進に貢献する。</p> <p>また、水辺関係の普及啓発事業などの公益事業を推進するとともに、河川管理に関する専門的技術を生かした河川管理施設の維持管理等を通じて、利用者サービスの向上に寄与する。</p>	
活用の考え方	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 都民の豊かな生活の核となる公園の実現に向けて、更なる管理技術の向上や経営基盤の強化などを促し、都立公園等の円滑な管理運営を実施 ○ 発災時に備えて都が防災用船舶として保有する水上バスを平常時に運航させ船体機能の維持を図るとともに、公益事業としての活用を目的に、水上バス事業を実施 ○ 緑や公園に関する普及啓発や、ボランティア団体などへの支援を通じた都民協働の推進、民有地の緑化への助成等を通じた緑化活動の推進等を実施 	

所管局名	建設局
団体名	財団法人 東京都道路整備保全公社
主な事業	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 都の道路行政を補完する用地取得事業、無電柱化事業 ○ 違法路上駐車対策に貢献する駐車場事業 ○ 都のトンネル・地下歩道の維持管理業務 ○ 都が所有する未利用地の有効活用事業 	
存在意義	
<p>都の道路行政を補完する、都のパートナーとなる団体として、都との役割分担のもとで用地取得事業や無電柱化事業を実施するとともに、違法路上駐車対策に貢献する駐車場事業や都所有地の有効活用等を通じて、都市再生と都市機能の維持増進に貢献する。</p>	
活用の考え方	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 「10年後の東京」計画などに基づき、都施策の推進に向けた道路用地の取得、無電柱化事業、鉄道連続立体交差化事業に係る側道整備事業等の実施 ○ 公社が保有する豊富な技術・知識・経験を活かして、都内における橋梁予防保全型管理の推進に向け、区市町村から点検診断、計画策定、設計、施工管理の業務を受託 ○ オートバイ駐車場、荷さばき可能駐車場の展開等、社会的ニーズは高いが民間参入が十分でない分野を中心とした先駆的な駐車場事業 	

所管局名	東京消防庁
団体名	公益財団法人 東京防災救急協会
主な事業	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 防火・防災管理者等の防災業務関係者を育成するための事業 ○ 消防博物館・防災館の運営など、防災思想の普及及び防災行動力向上のための事業 ○ 普通救命講習の実施など、応急手当を普及啓発するための事業 ○ 東京民間救急コールセンターの運営など、救急車の適正利用を促進するための事業 	
存在意義	
<p>都民生活の安全・安心を確保するため、消防防災関係技術者の育成指導等の推進による防火対象物の安全性の向上や、消防博物館・防災館での体験等を通じた都民の防災行動力の向上を図る。また、増大する救急需要を補完するため、バイスタンダー（その場に居合わせた人）による応急手当の普及啓発や、緊急性のない傷病者に対する民間患者搬送事業の利用促進などを図る。</p>	
活用の考え方	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 東京の防火防災対策を実現するため、団体が有する防火防災に関する専門的な知識、経験を活用し、防火管理者等育成事業や消防博物館・防災館運営事業を推進 ○ 都民の応急救護能力の向上を実現するため、応急手当普及事業を推進 ○ 限りある救急車を都民に適切に提供するため、民間救急コールセンター及び患者等搬送サービス事業を着実に実施 	

所管局名	都市整備局
団体名	多摩都市モノレール 株式会社
主な事業	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 多摩都市モノレールの整備、運営、運行 	
存在意義	
<p>都及び地元5市などの共同出資による、多摩地域の南北を結ぶ公共交通機関として、多摩における地域内相互の連携を強化し、便利で快適に移動できる交通ネットワークの構築により、都の重要な課題である多摩地域の交通利便性の向上を図るとともに、自立的な都市圏の形成及び文化・商業の核として沿線各地域の発展に寄与する。</p>	
活用の考え方	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 既存の東西方向の鉄道と結節することにより、多摩地域の南北交通を担う重要な役割を果たしているため、同地域の円滑な移動手段を確保 ○ 多摩都市間の人々の交流及び沿線地域の発展に貢献 	

所管局名	都市整備局
団体名	東京臨海高速鉄道 株式会社
主な事業	
○ りんかい線の整備、運営、運行	
存在意義	
都、品川区及び相互直通運転を行っているJR東日本などの共同出資による、東京圏鉄道ネットワークを担う公共交通機関として、都の重要な課題である臨海副都心の開発を促進し、内陸部の既成市街地と臨海副都心地区とを結ぶ大量の輸送需要に応える。	
活用の考え方	
○ 東京圏鉄道ネットワークを担う重要な役割を果たしているため、内陸部の既成市街地と臨海副都心とを結ぶ大量の輸送需要に対応 ○ 臨海副都心の開発及び内陸部の既成市街地の活性化に貢献	

所管局名	都市整備局
団体名	株式会社 多摩ニュータウン開発センター
主な事業	
○ パオレ、ガレリア・ユギなど、商業ビル、複合ビルの賃貸及び駐車場の管理運営	
存在意義	
多摩ニュータウン南大沢地区において、生活利便施設を安定的に確保することにより、同地区のまちづくりを先導し、地域の発展を促すことに寄与する。	
活用の考え方	
○ 南大沢駅前に地域住民の日常生活に欠かせない日用雑貨・食料品などのテナントを確保するとともに、南大沢地区の休日需要にあわせた公共駐車場を安定的に確保し、都民生活の利便性を向上	

所管局名	都市整備局
団体名	株式会社 東京スタジアム
主な事業	
○ 味の素スタジアムをメインとした総合競技施設の管理運営	
存在意義	
都及び地元4市などの共同出資による、多摩地域におけるスポーツ振興行政を支援・補完する団体として、民間資金、経営ノウハウ等を活用して、東京国体の会場ともなる大規模、かつ多目的なスポーツ施設としての管理運営を行い、多摩地域のスポーツ振興に寄与する。	
活用の考え方	
○ 団体が有する資金及び多様なイベント誘致のノウハウを活用し、味の素スタジアムなどを管理運営 ○ 今後隣接して整備される「武蔵野の森スポーツ施設」とともに、多摩の一大スポーツ拠点として多摩地域の振興に貢献	

所管局名	産業労働局
団体名	株式会社 東京国際フォーラム
主な事業	
○ 東京国際フォーラムのホール・会議室等及び飲食店・美術館などサービス施設の管理運営 ○ 文化発信、国際交流などに寄与する公益性の高い催事の企画・実施	
存在意義	
首都東京に相応しい催事を積極的に誘致・主催し、東京における産業振興、文化の向上に寄与するとともに、株式会社としての経営手法により効率的に施設を管理運営する。 同時に、東京の顔である「大手町・丸の内・有楽町地区」を活性化させる核として、地域社会の発展にも貢献する。	
活用の考え方	
○ 「10年後の東京」計画に掲げる「都市の魅力や産業力で東京のプレゼンスを確立する」目標を実行するため、ラ・フォル・ジュルネ・オ・ジャポン等の自主企画事業を実施し、地域と一体となった文化の創造、先導役としての機能を、都と共に十全に果たすとともに、都の産業振興に寄与する催事を誘致、ホール・会議室等の管理運営を実施	

所管局名	港湾局・産業労働局
団体名	株式会社 東京臨海ホールディングス
<p>株式会社東京臨海ホールディングスは、臨海地域を活動基盤とする東京都の監理団体の持株会社であり、臨海ホールディングスグループ全体を一つの監理団体と捉えて活用・指導監督することとしているため、以下はグループ全体に係る記述としている。</p> <p>グループ会社は、東京臨海熱供給株式会社、株式会社ゆりかもめ、株式会社東京レポートセンター、株式会社東京ビッグサイト及び東京港埠頭株式会社の5社（現在は監理団体の指定を解除）。</p>	
主な事業	
<p>○ 埠頭事業（外貿コンテナ埠頭の管理運営など）、交通事業（新交通ゆりかもめの運行など）、展示会事業（東京ビッグサイトの管理運営）、ビル事業及び都市管理事業（熱供給、共同溝管理など）の5つの基幹事業と、環境・防災・交通対策や観光振興など地域へ貢献する取組による、臨海地域のエリアマネジメント</p>	
存在意義	
<p>臨海ホールディングスグループは、都との密接な連携のもと、埠頭事業や交通事業など臨海地域の都市基盤を支える公共性の高い事業を担うとともに、地域の活動主体として進出企業等とも連携し、地域全体を視野に入れつつ幅広い観点から地域が抱える課題に取り組むことにより、東京都の港湾行政や臨海副都心開発を支援・補完して、羽田から若洲に至る臨海地域の発展に貢献する。</p>	
活用の考え方	
<p>○ 「10年後の東京」計画等に掲げる東京港の国際競争力の強化や、「臨海副都心まちづくり推進計画」等に掲げる臨海副都心開発の推進に向けて、行政のパートナー並びに地域の活動主体として、5つの基幹事業と地域へ貢献する取組による臨海地域のエリアマネジメントを推進</p>	

所管局名	交通局
団体名	東京交通サービス 株式会社
主な事業	
<p>○ 都営地下鉄等の車両の保守点検・整備 ○ 都営地下鉄等の駅の機械・建築設備などの保守点検 ○ 都営地下鉄の工事監理 ○ 都営地下鉄等の駅務システム機器保守点検</p>	
存在意義	
<p>局との一体的な事業運営及び安全管理体制の構築により、局の責任において行うべき業務を分担するとともに、人事交流により、人材育成・技術継承を実現することで、交通事業者としての至上命題である「安全・安心の確保」と公営企業として求められる「経営の効率化」の両立に寄与する。</p>	
活用の考え方	
<p>○ 安全管理上、局との一体的な執行体制が必要な業務（準コア業務）である鉄・軌道設備における保守点検業務及び外注先の指導監督等を実施 ○ 都職員の技術力の維持・向上を図るため、鉄・軌道事業の一連の保守（維持管理）業務を経験する現場を提供</p>	

所管局名	水道局
団体名	東京水道サービス 株式会社
主な事業	
(区部)	<input type="checkbox"/> 浄水場等運転管理業務 <input type="checkbox"/> 給水管理所維持保全業務 <input type="checkbox"/> 給水装置業務 <input type="checkbox"/> 設計・工事監督業務
(多摩)	<input type="checkbox"/> 事務委託解消に伴う業務移転（施設管理系・給水装置系業務）
存在意義	
<p>水道に関する豊富な経験と高い技術力、民間の有する柔軟性を最大限に発揮しながら、都の水道事業の技術部門における準コア業務を担い、首都東京にふさわしい水道事業の安定的かつ効率的な運営に寄与する。</p>	
活用の考え方	
<input type="checkbox"/> 水道局では、公共性を確保しつつ、経営の一層の効率化を図るため、定型的な業務など民間に委ねられる業務は可能な限り民間事業者へ委託するとともに、水道事業における基幹的業務を水道局と監理団体が担う、一体的事業運営体制を順次構築している。この体制で監理団体を、民間事業者へ委託した業務の監督指導や施設の運転管理など、これまで民間委託がなじまない業域とされていた業務等の事業運営上重要な業務（準コア業務）を担う事業者として明確に位置付け、水道局との協働体制を構築し、局事業の補完・支援機能を一層向上 <input type="checkbox"/> 高い水道技術や運営ノウハウを活用し、ビジネスを含めた新たな国際貢献を推進	

所管局名	水道局
団体名	株式会社 PUC
主な事業	
(区部)	<input type="checkbox"/> お客さまセンター運営業務
(多摩)	<input type="checkbox"/> お客さまセンター運営業務 <input type="checkbox"/> 事務委託解消に伴う業務移転（徴収系業務）
存在意義	
<p>水道に関する豊富な経験と業務ノウハウ、民間の有する柔軟性を最大限に発揮しながら、都の水道事業の事務部門における準コア業務を担い、首都東京にふさわしい水道事業の安定的かつ効率的な運営に寄与する。</p>	
活用の考え方	
<input type="checkbox"/> 水道局では、公共性を確保しつつ、経営の一層の効率化を図るため、定型的な業務など民間に委ねられる業務は可能な限り民間事業者へ委託するとともに、水道事業における基幹的業務を水道局と監理団体が担う、一体的事業運営体制を順次構築している。この体制で監理団体を、民間事業者へ委託した業務の監督指導や総合受付業務など、これまで民間委託がなじまない業域とされていた業務等の事業運営上重要な業務（準コア業務）を担う事業者として明確に位置付け、水道局との協働体制を構築し、局事業の補完・支援機能を一層向上	

所管局名	下水道局
団体名	東京都下水道サービス 株式会社
主な事業	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 汚泥処理業務 ○ 管路維持管理（出張所）業務 ○ 水処理施設保全管理業務 ○ 下水道研修センター業務 	
存在意義	
<p>事業実施に責任を持つ局を中心として、局及び監理団体がそれぞれの特性を活かした役割分担のもと協働し、事業を運営していく考え方のもと、監理団体は専門的技術を活かしつつ局と密接に連携して行う必要のある業務を担い、局業務を補完・代行することで、下水道サービスの維持・向上と効率的な事業実施に寄与する。</p>	
活用の考え方	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 汚泥処理業務等、委託業務の円滑な実施を確保するとともに、現場における工夫やノウハウを共有するために監理団体と必要な連携を強化 ○ 事業に携わるトータルマンパワーを確保し下水道事業を安定的に提供していくため、局、監理団体及び民間事業者の三者の人材育成と技術継承を推進、支援する下水道研修センター業務を実施するに当たり監理団体を活用 ○ 国内外の下水道事業の発展に寄与するため技術支援やコンサルティング、共同研究などの支援を通じ、監理団体の持てる人材・技術を活用 	